

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2018年7月20日

東京都作業部会確認年月日 2018年7月25日

(契約上限額変更に伴う再確認年月日 2019年5月28日)

(大会延期による契約変更に伴う再確認年月日 2020年12月16日)

事業名 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にかかる開会式及び閉会式制作等業務委託

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 本件の経費は、大枠の合意に基づくものであり、組織委員会、東京都、国は、それぞれの役割に応じて相当額を負担する。 (2019年5月27日契約上限額変更に伴う追記) 上限額の変更にあたり、増額部分は大会経費V3の組織委員会調整費で対応する。 (令和2年12月14日 契約変更の再確認に伴う追記) なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 また、適正な契約手続きにより契約候補者を決定し、遡及して契約期間を定め、契約を締結するものである。 	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なもので	<ul style="list-style-type: none"> 開催都市契約 大会運営要件で求められており、開会式及び閉会式の実施は必須である。 (2019年5月27日契約上限額変更に伴う追記) 当初は立候補ファイルで提示した額をもとに演出企画の検討をしていたが、演出企画の骨子が固まったことに伴い事業費を骨子に基づいて算出したところ、上限額の変更が必要となった。 (令和2年12月14日契約変更の再確認に伴う追記) 現契約が終了する2020年12月31日までに契約変更を行い、延期に伴う追加経費を計上し、2021年12月31日までの期間延長を行う必要がある。 	必要性

あること	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、予算の範囲内で企画力を競うプロポーザル方式を採用し選定したものである。 (2019年5月27日契約上限額変更に伴う追記) ・今後、演出企画が具体化するに伴い必要な事業費が変動した場合でも、上限額を厳守し、予算配分にメリハリをつけ効率的な執行となるよう管理を徹底する。 (令和2年12月14日契約変更の再確認に伴う追記) 大会を簡素化し、増加費用を圧縮する観点から、芸術パートの縮小、制作物の四式典共通化等の取組により、既存契約部分を圧縮する。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・物価水準等が比較的近いロンドン大会と比べても低廉な経費となっている。 ・なお、内訳等については、プロポーザルコンペ参加時点のものであり、今後、演出内容が具体化していく過程で変動する可能性がある。 (2019年5月27日契約上限額変更に伴う追記) ・過去の大会、将来の大会の立候補ファイルの額と比べても低廉である。 (令和2年12月14日契約変更の再確認に伴う追記) 簡素化の方針に基づき増加費用を圧縮することに加え、引き続き、適正かつ効率的な執行管理を行う。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・開催都市や開催国のPR要素を多分に含むため、公費負担の対象として適切であると考える。 (2019年5月27日契約上限額変更に伴う追記) ・開閉会式の経費を上限額の枠内に収め、適切な執行を担保するため、都と組織委員会で経費等を精査・確認しながら進めていく。 ・具体的な負担割合については、今後具体的な事業費が固まってくる中で東京都と協議して決めていく。 (令和2年12月14日 契約変更の再確認に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図る。 また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。